

27.5.18

## 規制シートの作成対象の拡大について（案）

### 1 規制シート作成の現状

#### （1）当面優先的に作成すべき規制シートの範囲

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（以下「実施計画」という。）においては、

- ① 見直し時期が到来する規制
  - ② 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制
  - ③ 規制改革会議における審議事項に関連する規制
- を対象とする一方、「規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する」としている。

当該実施計画を踏まえ、「規制レビューの実施について」（平成 26 年 10 月 10 日規制改革会議決定）（以下「会議決定」という。）において、①については、対象を「通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制のうち平成 27 年度に見直し時期が到来するもの」に限定し、②については、当該実施計画どおりとし、③については、①及び②の作成状況等を踏まえ、別途検討することとしている。

#### （2）規制シートの規制改革会議への提出状況（平成 27 年 5 月 18 日現在）

- ① 見直し時期が到来する規制 4 件
- ② 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制 46 件
- ③ 規制改革会議における審議事項に関連する規制 0 件

## 2 規制シートの作成対象の拡大案

### (1) 見直し時期が到来する規制

見直し時期が到来する規制に関する法令等（実施計画における「法令等」。以下同じ。）のレベルにより以下のように大別できる。

ア 法律

イ 政令、省令、告示

ウ 通知・通達等（本省庁課長クラス超レベル）

エ 通知・通達等（本省庁課長クラス以下レベル）

昨年 10 月の会議決定において、平成 27 年度に見直し時期が到来する規制のうち上記エのみを規制シートの作成対象としたところ、4 件にとどまったことから、規制シートの作成対象範囲の拡大を検討する必要がある。

平成 27 年度及び平成 28 年度に見直し時期が到来する規制のうち、当該規制に関する法令等のレベル別の数は、別紙（注）のとおりとなっている。

（注）法令等の数は、作成が必要となる規制シートの数とは一致しない。

平成 27 年度に見直し時期が到来する規制については、別紙の状況を踏まえ、当面、次のとおりとする。

- ① 上記アに係る規制については、規制シートの作成対象とする
- ② 上記イ及びウに係る規制について、当該規制に関する法律に係る規制シートが作成対象となっている場合、当該規制に係る法令等の名称のリスト（別添様式 1）を作成する
- ③ 上記イ及びウに係る規制について、②以外の場合、当該規制に関する法令等のうち最上位のレベルの法令等に係る規制を規制シートの作成対象とし、当該規制に関する当該レベル未満の法令等の名称のリスト（別紙様式 2）を作成する

上記①から③の規制シート及び法令等の名称のリストについては、規制所管府省において作成の上、平成 27 年 6 月末までに規制改革会議事務局に送付す

ることとする。

平成 28 年度に見直し時期が到来する規制については、平成 27 年度に見直し時期が到来する規制に係る規制シートの作成状況等を踏まえて検討することとする。

(2) 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制

「規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制」については、事務局における内容の精査状況により、

A 再検討が必要と判断した事項

B 引き続き事務局において内容の精査を進める事項

の 2 種類が存在する。これまで A、B の両者を規制シートの作成対象としていた。

来期においては、A については、引き続き規制シートの作成対象とし、B については、規制改革ホットラインに寄せられた提案事項の提案者の意向など事務局において事実関係を確認する必要がある事項も含まれていることから、事務局における内容の精査状況を踏まえ、必要に応じ、規制改革会議に報告した上で規制シートの作成対象とすることとする。

(3) 規制改革会議における審議事項に関連する規制

規制改革会議における審議に活用する観点から、来期においては、規制改革会議の審議事項に関連する規制については、規制シートの作成対象とする。

(別 紙)

法令等のレベル	平成27年度	平成28年度
法律	29	約180
政令、省令、告示	157	約1,020
通知・通達等(本省庁課長クラス超)	109	約900
通知・通達等(本省庁課長クラス以下)	4	約200
合計	299	約2,300

(別添様式1)

(府省名)

(法律名)

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」(発信者が本省庁課長クラス超の場合)、「通知・通達等(2)」(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)のいずれかを記載する。

(別添様式2)

(府省名)

(法令等の名称)

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」(発信者が本省庁課長クラス超の場合)、「通知・通達等(2)」(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)のいずれかを記載する。

## 規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（抄）

### III 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築する。

#### 1 具体的なシステムの考え方

##### （1）見直し基準

###### ①見直し対象

見直し対象については、規制（注1）のうち、法律、法規命令（注2）、通知・通達等（注3）の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして適當としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。）とする。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「平成 18 年決定」という。）に基づき規制にかかる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとする。

（注1）「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

（注2）「法規命令」とは、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示を指す。

（注3）「通知・通達等」とは、通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のものを指す。

###### ②見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとする。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進

- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

### ③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等（注4）に「見直し条項」（一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。規制所管府省は、平成18年決定に基づき設定された規制にかかる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定する。

（注4）「法令等」とは、法律、法規命令、通知・通達等を指す。

### （2）見直しの実効性を担保する仕組み

見直しの実効性を担保するため、規制所管府省による規制の見直し結果及び見直しの進捗状況について、①公表を義務付けることにより見直し過程の透明化を図るとともに、②定期又は隨時に規制改革会議へ報告することを義務付けることにより規制改革会議において見直し過程を管理する。

### （3）規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イ  
ページ参照）を整備する。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

#### ①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とする。

- ・作成責任者の役職及び氏名
- ・規制目的及び規制内容の概要
- ・規制と関連する予算
- ・規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）

- ・規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- ・次の見直し時期
- ・規制に関する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

## ②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成する。法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載する。なお、法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、最上位の形式ごとに規制シートを作成する。

## （4）「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加する。

# 2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

## （1）規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、規制シート及び政策評価結果を活用し、次の①から④に取り組む。

①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）  
②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及び  
その作成状況・作成予定を、定期的（年に1回程度）に規制改革会議に送付し、公表

③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明

④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、

- ・③のヒアリング、「意見」等の表明、
- ・規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
- ・当該シートに記載された規制の見直し時期における見直しなどを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

## (2) 規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討する。

## (3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携する。この連携の下で、次の①から③に取り組む。

- ①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項(注)を総務大臣へ通知
- ②総務大臣は、重要な規制改革事項に関する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知
- ③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

(注)重要な規制改革事項については、規制改革会議における最優先審議事項を踏まえ、規制改革担当大臣が決定する

## (4) 規制所管府省の主体的な取組の評価

規制改革担当大臣は、規制所管府省による規制改革を促進するため、規制所管府省の主体的な取組を積極的に評価するとともに、これを各府省に共有する等の方策について検討する。

規制シート(イメージ)

(シートのID)

規制の名称 根拠法令等		所管省 担当局課等及び作成責任者の役職、氏名
規制目的		
規制内容の概要		関連する予算
規制の最近の改 廃経緯		関連する政策 評価結果
規制を維持、改 革又は新設する 理由		規制の維持、 改革又は新設 の別
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)		
見直し条項		
次の見直し時期		

(別紙)

(別添)

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(規制シートのID)

(通知・通達等のID)

通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)	通知・通達等へ の委任の根拠と なる法令の条項	通知・通達等が 法令の委任の範 囲に入る理由
-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

平成 26 年 10 月 10 日

## 規制レビューの実施について

規制レビューの実施については、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（以下「実施計画」という。）に掲げられた「Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等」を着実に実施するため、当面、以下のとおりとする。

### 1 規制シートの作成

規制所管府省が作成する規制シートの様式については、実施計画Ⅲ 1 (3)

①を踏まえ、別紙 1 のとおりとする。

その際、規制シートの ID については、規制所管府省コード（別紙コード表参照）、規制の根拠となる法律の制定年（西暦）及び法律番号（4 衔表示）、当該法律を根拠とする規制に係る規制シートの整理番号（4 衔表示）とし、通知・通達等の ID については、通知・通達等の整理番号（4 衔表示）とする。

また、規制所管府省においては、規制改革会議に規制シートを送付する際に、規制シートに記載された規制の効果が分かるような資料について、必要に応じ添付するものとする。

さらに、規制シートの送付を受けた規制改革会議においては、会議の検討事項に係る意見の表明や答申等にあわせて、規制シートの記載内容に対する評価結果を分かりやすく公表するものとする。

### 2 規制シートの当面の作成対象等

規制シートについては、実施計画Ⅲ 2 (2)において「当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する」とこととされているところである。

規制シートの作成対象及び作成時期については、実施計画Ⅲ 2 (2)において「規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シートに係る負担も勘案し、段階的に対応する」とされていることを踏まえ、当面、以下のとおりとする。

(1) 上記①見直し時期が到来する規制

上記①のうち、通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者とな

っている規制に係る規制シートについては、平成 27 年 2 月末を目途に、平成 27 年度に見直し時期が到来する規制に係る規制シートを作成し、作成後速やかに規制改革会議に送付するものとする。

(2) 上記②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制

上記②については、規制改革会議において「再検討事項」とされた時点から遅くとも 1 か月以内に当該事項に係る規制シートを作成し、作成後速やかに規制改革会議に送付するものとする。

(3) 上記③規制改革会議における審議事項に関する規制

上記③については、上記（1）及び（2）の作成状況等を踏まえ、作成対象及び作成時期等について別途検討するものとする。

### 3 規制シートの作成状況等の規制改革会議への報告

実施計画Ⅲ 2 （1）②において「規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・作成予定を、定期的（年に 1 回程度）に規制改革会議に送付し、公表」とされているところである。これを踏まえ、規制所管府省は、毎年 1 月末を目途に規制シートの作成状況及び作成予定について、以下のとおり別紙 2 の様式により規制改革会議に送付するものとする。

①規制シートの作成状況

前年 1 年間に作成した規制シートの ID 及び規制の名称

②規制シートの作成予定

当該年に作成予定の規制シートの規制の名称（仮称を含む）

## 規制シート(様式)

(シートのID)

(別紙1)

(シートの作成(最新修正)年月日)

規制の名称	所管府省
根拠法令等	担当局課等 及び作成責 任者・役職 氏名
規制目的	関連する予算
規制内容の概要	関連する政策評価結果
規制の最近の改廃経緯	規制の維持、改革又は新設の別
規制を維持、改革又は新設する理由	(規制を改革する場合の改革の方 向性)
見直し条項	
次の見直し時期	

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(規制シートのID)

(通知・通達等のID)		
通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)	通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由

(別紙2)

(報告年月日)

## 1 規制シートの作成状況(平成〇年)

## 2 規制シートの作成予定(平成〇+1年)

(別紙コード表)

規制所管府省名	規制所管府省コード
内閣官房	010
人事院	020
内閣法制局	030
内閣府	040
宮内庁	050
公正取引委員会	060
警察庁	070
金融庁	080
消費者庁	090
復興庁	100
総務省	110
法務省	120
外務省	130
財務省	140
文部科学省	150
厚生労働省	160
農林水産省	170
経済産業省	180
国土交通省	190
環境省	200
防衛省	210